

長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則要綱

事 項	説 明
1 制定理由	法令及び条例に定めるもののほか、広域連合が行う後期高齢者医療に関し必要な事項を定めることに伴い、制定するもの
2 主な内容	第1章 総則 第2章 被保険者資格に関する申請等 (1) 被保険者資格に関して届け出られるべき事項が公簿等によって確認することができるときは、当該届書は提出することを要しないものと定める（第3条関係）。 (2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の更新は、1年ごとに、毎年8月1日に行うものと定める（第5条関係）。 ただし、平成20年8月1日は、負担区分の変更を伴うものを除き被保険者証の更新をしないものと定める（附則第2項関係）。 第3章 被保険者証の返還等 (1) 被保険者証の返還を求める場合を滞納被保険者等が次のいずれかに該当するるときと定める（第7条関係）。 ア 納付相談・指導に一向に応じないとき。 イ 保険料の納付の約束を誠意を持って履行しないとき。 ウ 所得及び資産から十分な負担能力があると認められたとき。 (2) 被保険者証の返還に係る弁明書の審査のため、次の職員で組織する審査会を開くものと定める（第8条・第9条関係）。 ア 広域連合事務局 事務局長、事務局次長、総務課長、資格管理課長、給付課長、資格管理係長、保険料係長、保険料係担当職員 イ 関係市町村 後期高齢者医療担当職員、収納担当職員 (3) 資格証明書の交付を受けている者の滞納保険料が次のいずれかに該当することとなったときは、一般証を交付するものと定める（第13条関係）。 ア 完納されたとき。 イ 滞納額が著しく減少したとき。 (4) 資格証明書の交付を受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、短期証又は一般証を交付するものと定める（第13条関係）。 ア 政令第4条に定める特別の事情があるとき。 イ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病

	医療費の支給を受けることができるとき。 ウ 省令第 13 条に定める医療に関する給付を受けることができるとき。 (5) 一般証の交付を受けている滞納被保険者等が次のいずれかに該当するときは、証の更新の際に短期証を交付するものと定める（第 14 条関係）。 ア 納付相談・指導に一向に応じないとき。 イ 保険料の納付の約束を誠意を持って履行しないとき。 ウ 所得及び資産から十分な負担能力があると認められたとき。 (6) 短期証の有効期限を 6 月以内と定める（第 15 条関係）。 (7) 短期証の交付を受けている滞納被保険者等が次のいずれかに該当するときは、一般証を交付するものと定める（第 16 条関係）。 ア 滞納している保険料を完納したとき。 イ 保険料の納付の約束を誠意を持って履行し、滞納額が減少したとき。 第 4 章 後期高齢者医療給付に関する申請等 (1) 一部負担金の減免を行う場合の事情を次に掲げるとおり定め、減免割合を別表第 1 のとおり定める（第 19 条関係）。 ア 被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。 イ 世帯主が重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと（当該世帯が当該被保険者のみの世帯の場合を除く。）。 ウ 世帯主の収入が事業又は業務の休廃止、失業等により著しく減少したこと。 エ 世帯主の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。 オ 広域連合長が必要であると認めたとき。 (2) 一部負担金の徴収猶予を行う場合を前(1)に掲げる事情により一部負担金の支払が困難であるが、徴収猶予すべき期間内に収入が生ずることが確実な場合又は傷病が治癒又は軽快に至れば資力が回復し一部負担金の支払が可能となる場合と定める（第 19 条関係）。 (3) 限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限を 7 月 31 日と定める（第 31 条関係）。 (4) 療養の給付等を行わない場合を次のとおり定める（第 36 条関係）。
--	---

	区 分	療養の給付等を行わない場合
	自己の故意の犯罪行為により疾病にかかり、又は負傷したとき。	法令に違反し、処罰の対象となるべき行為を行った場合で、かつ、当該行為と事故による傷病との間に相当因果関係が認められる場合
	故意に疾病にかかり、又は負傷したとき。	傷病の発生について認識がある場合で、かつ、道徳的、社会的に非難される行為である場合
	(5) 療養の給付等の全部又は一部を行わない場合及び行わない割合を次のとおり定める（第36条関係）。	
	療養の給付等の全部又は一部行わない場合	行わない割合
	自己の道路交通法違反行為（道路交通法施行令別表第2の違反行為のうち、酒気帯びを伴う点数7点以上の行為に限る。以下同じ。）による傷病が2回目である場合	5割
	運転者の行為が道路交通法違反行為であることを知って同乗したことによる傷病が2回目である場合	5割
	上記の傷病が3回目以上である場合	10割
	(6) 後期高齢者医療給付の支払を差し止める額を滞納している保険料額の3倍に相当する額（3倍に相当する額が10万円に満たない場合は10万円）の範囲内と定める（第39条関係）。	
	第5章 保険料に関する申請等 (1) 保険料の額が定まったときの保険料額決定通知書等に記載すべき事項について定める（第42条関係）。 (2) 保険料の減免を行う場合の減免割合等を別表第2のとおり定める（第44条関係）。 申請書・届書の様式 別紙一覧表に掲げる申請書・届書について様式を定める。	
3 施行期日	平成20年4月1日から施行する。	

別表第1 一部負担金の減免を行う場合の減免割合

区	分	減免割合
被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下この表において「世帯主」という。）が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	住宅が全壊、全焼又は流失した場合	10 割
	住宅が半壊又は半焼した場合	8 割
	住宅が床上浸水した場合	5 割
世帯主が重篤な疾病又は負傷により死亡したこと又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したこと（当該世帯が当該被保険者のみの世帯の場合を除く。）。	死亡した場合	10 割
	心身に重大な障害を受け、又は長期入院した場合	9 割
世帯主の収入が事業又は業務の休廃止、失業等により著しく減少したこと。	収入額が基準生活費の 100 分の 105 未満の場合	10 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 105 以上 100 分の 110 未満の場合	8 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 110 以上 100 分の 115 未満の場合	5 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 115 以上 100 分の 120 未満の場合	3 割
世帯主の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。	収入額が基準生活費の 100 分の 105 未満の場合	10 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 105 以上 100 分の 110 未満の場合	8 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 110 以上 100 分の 115 未満の場合	5 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 115 以上 100 分の 120 未満の場合	3 割
広域連合長が必要と認めたとき。		広域連合長が認めた割合

別表第2 保険料の減免を行う場合の減免割合

区 分		減免割合
被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下この表において「世帯主」という。）が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。	住宅が全壊、全焼又は流失した場合	10 割
	住宅が半壊又は半焼した場合	8 割
	住宅が床上浸水した場合	5 割
世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。	死亡した場合	10 割
	心身に重大な障害を受け、又は長期入院した場合	9 割
世帯主の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	収入額が基準生活費の 100 分の 105 未満の場合	10 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 105 以上 100 分の 110 未満の場合	8 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 110 以上 100 分の 115 未満の場合	5 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 115 以上 100 分の 120 未満の場合	3 割
世帯主の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	収入額が基準生活費の 100 分の 105 未満の場合	10 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 105 以上 100 分の 110 未満の場合	8 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 110 以上 100 分の 115 未満の場合	5 割
	収入額が基準生活費の 100 分の 115 以上 100 分の 120 未満の場合	3 割
前各号に類する事由があったこと。	広域連合長が認めた場合	広域連合長が認めた割合

別紙 申請書・届書の様式一覧表

様式番号	条番号	内容	様式名
第 1 号	第 2 条	障害認定の申請等	後期高齢者医療障害認定申請書・障害認定申請撤回届書・障害状態不該当届書 被保険者資格届書
	第 3 条	資格の取得、変更又は喪失に関する届出	
第 2 号	第 2 条	障害認定申請の撤回等で資格を喪失したとき	後期高齢者医療資格喪失証明書交付申請書
第 3 号	第 3 条	県外転出する者の負担区分等の証明	後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書
第 4 号	第 3 条	障害認定又は特定疾病認定を受けていることの証明	後期高齢者医療障害認定・特定疾病認定証明書交付申請書
第 5 号	第 4 条	被保険者証・被保険者資格証明書の再交付	後期高齢者医療被保険者証・被保険者資格証明書・特定疾病療養受療証・限度額適用・標準負担額減額認定証再交付申請書
	第 29 条	特定疾病療養受療証の再交付	
	第 32 条	限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付に関する申請	
第 6 号	第 8 条	被保険者証の返還を求めようとするときの弁明	弁明書
	第 37 条	療養の給付等を行わない決定をしようとするときの弁明	
第 7 号	第 12 条	特別の事情に関する届出	特別の事情に関する届書
第 8 号	第 17 条	所得基準によらず収入基準によることの申請	後期高齢者医療基準収入額適用申請書
第 9 号	第 18 条	一部負担金の減免又は徴収猶予の申請	後期高齢者医療一部負担金減免・徴収猶予申請書

第 10 号	第 22 条	食事療養標準負担額 差額の申請	後期高齢者医療食事療養費差額・生活療 養差額支給申請書
	第 23 条	生活療養標準負担額 差額の申請	
第 11 号	第 25 条	療養費の支給に關する申請（はり、きゅう等及び柔道整復師の施術に係る申請は別定め）	後期高齢者医療療養費・特別療養費・移送費支給申請書
	第 26 条	特別療養費の申請	
	第 27 条	移送費の申請	
第 12 号	第 28 条	特定疾病の認定の申請	後期高齢者医療特定疾病認定申請書
第 13 号	第 30 条	限度額適用認定に関する申請	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書
第 14 号	第 33 条	高額療養費の申請	後期高齢者医療高額療養費支給申請書
第 15 号	第 34 条	高額介護合算療養費の申請	高額介護合算療養費支給・自己負担額証明書交付申請書
第 16 号	第 35 条	葬祭費の支給の申請	後期高齢者医療葬祭費支給申請書
第 17 号	第 43 条	保険料の徴収猶予の申請	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書
第 18 号		保険料の減免の申請	後期高齢者医療保険料減免申請書
第 19 号	第 47 条	保険料に係る所得等に関する申告	年度の後期高齢者医療保険料に係る所得等簡易申告書